

中国における商標と商号との衝突



譚 衛東*

目次

1. はじめに
2. 商標と商号との衝突の基本的な原因
3. 商標と商号との衝突解決の法律根拠
4. 最後に
.....

1. はじめに

ここ数年以来、中国では商標と商号との衝突が頻繁に発生し、広い範囲で注目を集めている。中国における商標と商号との衝突は、典型的な表現として、他人の登録商標に同一若しくは類似文字を企業名称の商号として登録するものと、他人の商号を商標として登録するものと二類型が挙げられる。

本稿では、中国における商標と商号の衝突の視点から衝突の原因と解決の法律根拠を検討するものである。

2. 商標と商号との衝突の基本的な原因

商標と商号とは無体財産権として類似機能を持っている。すなわち、商標は商品又は役務の出所を表示し、同一の商標を付した商品又は利用した役務は一定の生産者及び提供者によるものであることを示し、集積した社会信用度を消費者に伝え、購買及び利用の動機を形成させる機能をもつ。商号は商品又は役務の出所を表示するほか、異なる事業主体を区別する機能をもつ。この視点から見れば、商標と商号とは共通するところが多いと言える。

中国において、商標と商号との紛争が近年頻繁に発生した。その原因を究明すると、商号について立法上の不明確化、商標登録制度と商号登記制度との相違並びに商号保護に対する諸企業の認識不足が基本的な原因と考えられる。

(1) 商号について、立法上の不明確化

1986年の「民法通則」は、異なる業者に対して異なる名称を付与している。つまり、民法通則第26条と

第33条は「個人経営工商業者、個人パートナーは字号を名乗ることができる」と、同法37条は法人が名称を有すべきと規定している。民事権利の人身権について、同法第99条第2項は「法人、個人経営工商業者、個人パートナーは名称権を有する」と定めている。侵害の民事責任については、同法第120条第2項は、法人の名称権、名誉権、栄誉権が侵害を蒙ったとき、侵害の停止、名誉の回復、影響の解消、謝罪を請求する権利を有するほか、損害賠償を求めることができる。名称に関する権利と保護はこれらの条文には散見できるが、「民法通則」、「企業名称登記管理規定」及び「公司登記管理条例」を通観すれば、商号に対する定義的な規定がなく、商号権を民事権利として保護する規定もないと考えられる。従って、商号に係わる法律性格、地位が明確ではない。現段階では、司法実務上商号権に対する保護は企業名称権を通して保護を達成するのである。

(2) 商標登録制度と商号登記制度との相違

商標登録の場合、全国統一的受理、審査、異議申立て及び権利付与体制を採り、登録しようとする商標は先願商標と同一若しくは類似すると認められるとき、商標登録出願が拒絶される。商号登記の場合、1991年9月1日より施行した「企業名称登記管理規定」の規定により、企業名称が企業所在地の行政地域、字号（商号）、所属業種若しくは経営特徴、組織形態の四部分から構成されるのが一般的である。商号は企業を識別する重要な標識として、主に同規定による調整を受けるものである。商号登記について、地域登記制度を採用している。つまり、省（直轄市、自治区）、市（州）、県レベルの工商行政管理機関は会社の登記機関として、所轄地域内の登記事務を行う。各レベルの工商行

* 商標代理人
上海隆天新高專利代理有限公司
ltsh@lungtin.com

政管理機関は所轄地域範囲において、同業種に存在している商号を検索し、同一若しくは類似の商号がなかったと認める場合、直ちに登記手続きを行う。従って、関係権利者は事前公示若しくは異議申立などの救済手段はないのである。このような商標登録制度と商号登記制度によれば、商標局と各レベルの工商行政管理機関はそれぞれ商標と商号に対して、総括的な検索をしないので、地域別で同一若しくは類似の商号が並存する可能性があり、業種別で同一若しくは類似の商号も並存することはいうまでもない。そのうえ、他人の登録商標を自己の商号として、また他人の商号を自己の商標として登録することがあるのはおかしくないと考えられる。

(3) 企業の認識不足

諸企業が商標と商号との衝突を十分に認識せず、業務上で商標と商号との連携を緊密化していないのが現状である。

法律執行においても、商標と商号との衝突に対応するために、国家工商行政管理総局は相次いで一連の意見と規定を制定した。1999年4月5日に公布された「商標と企業名称における若干問題の解決に関する意見」は商標権及び商号権の取得及び原則、商標及び企業名称の定義、両権利の衝突表現と対処手続き等を定めている。同意見は現在まで登録商標と商号との衝突問題を解決するための最初の規定と言えるものの、不正競争防止と事後救済に着眼するゆえに、善意に基づく商標登録若しくは商号登記並びに混同の事前防止には及んでいないのである。それに、法理上から言えば、同意見はただ行政指導意見であり、法的効力が低いわけで、実際には確実な運用が困難であると見られる。具体的事例の一つ挙げてみよう。2001年、上海市恵工縫紉機三厂（原告）は上海海菱縫紉設備有限公司（被告）が原告の商号「恵工」を自社の商標に、原告の登録商標「海菱」を自社の商号に登録し、需要者の間に混同を招いた不正競争の事実で現地の工商行政管理局に被告の商号の取消を求めた。ところが、現地の工商行政管理局は同意見の規定が原則に止まり、同意見による商号の取消が難しいとの意見が出された。原告は被告と交渉を繰り返した結果、円滑な解決が達成できなかった。最終に、原告は、被告の行為が不正競争を成す理由で上海海菱縫紉設備有限公司を相手取り、上

海市第二中級人民法院に訴訟を提起した。今年の4月に、被告が原告の商号「恵工」と商標「海菱」の使用を停止し、40万元の賠償を命じる一審の判決を下した。

3. 商標と商号との衝突解決の法律根拠

司法の面から見れば、従来の司法実務によると、権利衝突に係わる案件は、当事者がまず知的財産権に係わる取消手続き若しくは無効手続きに従い、権利付与機関に権利衝突問題の解決を請求し、それから知的財産権侵害紛争及びその他の民事紛争で対処するのが原則である。取消手続き若しくは無効手続きで権利衝突を解決することができないとき、又は当事者が請求した日から3ヵ月以内に権利付与機関から処理結果をもらえない且つ正当な理由がないとき、人民法院は民法通則の信義則及び合法的民事權益を保護する原則に基づき、先行権利若しくは先使用者の合法的な権利を守るべきである。

行政措置として、商号権は登記主管機関（各レベルの工商行政管理機関をいう）で登記手続きを通じて生じる権利であり、商号は商標に抵触する場合、商号変更若しくは取消しを請求するのが通常の仕方である。

「企業名称登記管理規定」により、商号の登記主管機関（各レベルの工商行政管理機関をいう）は職権により、登記済みの不適當な企業名称の取消ができるほか、誰でも登記済みの不適當な企業名称に対して登記主管機関に変更若しくは取消を請求することができる。しかも、同規定第9条も企業名称には公衆に欺瞞若しくは誤解をもたらす内容と文字が含まれてはいけないと規定しているので、他人の著名商標を商号として登記した場合、需要者に誤認をさせるとき、権利者は登記主管機関に不正競争の理由で当該商号の取消を求めることが可能である。

なお、今回の改正商標法は商標と商号との衝突に触れている。次は改正商標法と商標法に関する司法解釈について説明する。

(1) 商標が商号に衝突する場合

2001年の商標法改正は、WTO加盟に伴うTRIPs協定への合致と、商標と商号との紛争解決が図られる。改正商標法第9条は「登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有すべきであり、かつ容易に識別できるほか、他人の合法的先行権利と抵触してはならない。」と、

第31条は「商標登録出願は存在している他人の先行権利を侵害してはならず、他人が既に使用していた一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。」と規定している。ここに言う「先行権利」とは、商標登録出願の日前に生じた他人の肖像権、氏名権、商号権、意匠権、著作権、ドメインネーム等の権利が含まれるのが通説である。同法第41条第2項は、登録商標が先行権利を侵害する場合、商標登録の日から5年以内、商標権者若しくは利害関係者は商標審査委員会に当該登録商標の取消を請求できると明文化している。今回の商標法改正により、商標が先行権利の商号権に抵触する場合、先行権利を侵害する理由で登録商標の取消を請求できることになる。

「反不正当竞争法」からみれば、侵害者の侵害行為の性質から判断すると、侵害者が合法的な形で他人の商業信用を侵害し、商品若しくは役務の出所又は異なる経営者の間に取引関係の存在について消費者に混同及び誤認を生じさせる恐れがあるなら、不正競争行為に属し、「民法通則」及び「反不正当竞争法」の調整を受けるべきである。他人の商標と同一又は類似する文字を企業の商号として同一又は類似商品に単独使用又は顕著に使用し、関係公衆を容易に誤認させる場合、登録商標権への侵害行為になり、商標法の調整を受けるべきである。商標と商号との衝突は需要者の間に混同を生じさせたか否か判断するには、一般的に下記の要素が考えられる。

- a) 商品の製造、販売若しくは役務の提供のルート及び様態。
- b) 経営している商品又は役務の類似程度と消費者の注意力。
- c) 実際の混同及び誤認を招いた証拠があるかどうか。
- d) 被告者が他人の商業信用を利用し又は侵害する故意があるかどうか。

(2) 商号が商標と衝突する場合

商号が商標に抵触する場合、既に述べたように、登記主管機関に変更若しくは取消しを請求するほかに、2002年10月16日より施行した「最高人民法院商標民事紛争案件審理の法律適用問題に関する若干問題の解釈」の第1条の(1)は他人の登録商標と同一又は類似する文字を企業の商号として、同一又は類似商品に目

立って使用し、関係公衆を容易に誤認させる行為を侵害行為とされる。司法解釈でいう「関係公衆」とは、同司法解釈第8条により、商標が表示されている商品若しくは役務に関連する消費者及び前記商品若しくは役務の取引に密接な関係を有するその他の経営者という。商標法でいう「消費者」に関する概念は、従来の一般消費者を一定の関係を有する関係消費者に替えることに注意しなければならない。同司法解釈により、他人の登録商標を企業の商号として同一又は類似商品に使用するとき、消費者の間に混同を生じさせる恐れがある場合、商標権者は工商行政管理局に告発することができるし、人民法院に商標権侵害訴訟を提起することもできる。

4. 最後に

前述のように、商標と商号との衝突について、根本的な原因が立法と権利取得の相違にある。商標と商号との衝突解決に取り組むために、一つは登記主管機関のレベルを上げること、もう一つは企業名称登記手続を改革する必要があると唱えられている。たとえば、従来の商号登記事務を行う地方工商行政管理機関のレベルを省（直轄市、自治区）、市（州）と県レベルから省（直轄市、自治区）に上げるほか、登記主管機関における商号登記手続を改善する登記公示、異議申立及び事後取消手続きなどの防止策の採用が期待される。同時に、登録商標のデータベースと商号のデータベースを設立したうえで、互いに二重検索制度を採用して、フリーライドを防止しようと考えられる。

当然ながら、知的財産保護の一環として、知的財産意識の養成と向上、保護戦略を長期的に対応する必要がある。具体的に言えば、商号登記だけでなく、商号を商標として登録しておくことも必要となってくる。

現在、中国において、商標法が整備されるが、商号に係わる立法及びその保護についてはまだ努力と時間が必要である。商標と商号との衝突を一層着実に解決するように、今後の課題になるだろうと思っている。

なお、本稿の執筆に当たって、正林国際特許事務所
の正林真之弁理士、斎藤拓也氏をはじめ多数の方から
ご助言とご協力をいただいたので、厚く御礼を申し上げたい。

(原稿受領 2003.12.9)